

議案第62号

大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について  
大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年9月3日提出

大田原市長 津久井 富 雄

大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大田原市附属機関設置条例（平成25年条例第24号）の一部を次のように改正する。  
別表市長の部大田原市社会資本総合整備計画事業評価委員会の項の次に次のように加える。

大田原市立地適正化計画策定委員会	立地適正化計画の策定に関する事務
------------------	------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。